

## 令和4年 第4回

### 豊後大野市農業委員会 総会議事録

日 時 令和4年4月15日(金) 午後2時00分  
 場 所 豊後大野市役所本庁舎 4階 正庁ホール

出席委員

出席委員 14名 欠席委員 1名

	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
会長	15	衛藤 英教	○						
委員	1	三代 忠佑	○	6	渡邊 丸美	○	11	廣瀬 英雄	○
	2	麻生祐三子	×	7	衛藤 講治	○	12	三宮 憲治	○
	3	後藤 綾子	○	8	小野伊八郎	○	13	後藤 茂廣	○
	4	木村滋一朗	○	9	久保田直宏	○	14	工藤 妙子	○
	5	小野不二夫	○	10	工藤 幸市	○			

農業委員会事務局 職員等

事務局長 足立 崇  
 係 長 原尻 雄一  
 係 員 松尾 太貴 柴谷 孝俊  
 農業振興課 甲斐 久満

議事録署名委員の指名

4番 木村 滋一朗                      5番 小野 不二夫

報告事項

- (1) 会長報告及び各種報告
- (2) 報告第 6号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について
- (3) 報告第 7号 農地所有適格法人の要件審査について

議 事

- (1) 議案第 19号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、  
農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について
- (2) 議案第 20号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (3) 議案第 21号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- (4) 議案第 22号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- (5) 議案第 23号 現況証明(非農地証明)について
- (6) 議案第 24号 農地移動適正化斡旋委員の指名について

## 会議の概要

事務局	会長に報告いたします。本日の出席委員は14名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議は成立します。 それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、会長にお願いいたします。
-----	---

### (1) 開 会

議 長	みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。(以下省略) 皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしくお願い致します。 それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は14名であります。 開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願い致します。 また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。 それでは、ただいまから令和4年第4回豊後大野市農業委員会を開会いたします。  (とき：午後2時00分)
-----	---

### (2) 議事録署名委員の指名

議 長	日程2の議事録署名委員の指名ですが、豊後大野市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、私から指名いたします。 4番：木村滋一朗委員、5番：小野不二夫委員にお願いします。
-----	--

### (3) 報告事項

議 長	日程3の報告事項に入ります。 まず、会長報告及び各種報告であります。令和4年第3回定例総会から本日の令和4年第4回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。 まずは、資料1をご覧ください。 その中から、※のついた4点について、2ページに会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。  (資料1を朗読)  私からの報告は以上です。
議 長	続いて、「報告第6号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局の説明を求めます。

事務局	<p>それでは、事前に配布しています議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>(議案書のとおり番号1番及び番号2番の2案件について朗読)</p>
議長	<p>説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議長	<p>質問が無いようですので、次に進みます。</p> <p>続いて、「報告第7号 農地所有適格法人の要件審査について」事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>続きまして、議案書の2ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書のとおり番号1番から番号4番までの4案件について朗読)</p>
議長	<p>説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議長	<p>質問が無いようですので、次に進みます。</p>

#### (4) 議 事

議長	<p>これより、日程4の議事に入ります。</p> <p>それでは、「議案第19号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」を議題とします。</p>
農業振興課	<p>農業振興課農政企画係の甲斐と申します。よろしく申し上げます。</p> <p>それではご説明申し上げます。別冊議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>議案第19号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。</p> <p>令和4年4月15日提出 豊後大野市長 川野文敏</p> <p>(議案書に基づいて令和4年4月16日公告予定分を朗読)</p>
議長	<p>提出者である農業振興課の説明が終わりました。</p> <p>ここで、議案第19号の案件につきましては、12番委員と15番委員の私に関係していることから、農業委員会会議規則に基づき、退席をします。</p> <p>これからの進行につきましては、14番：工藤妙子委員にお願いします。</p> <p>(12番委員 15番委員 退室)</p>
14番委員	<p>この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず議案第19号についてこれより質疑を許可します。</p>

	[ありません]の声あり
14 番委員	他に質疑が無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。 議案第 19 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
事務局	挙手全員です。
14 番委員	挙手全員により、「議案第 19 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」は、原案のとおり決定されました。 12 番委員、15 番委員の入室を認めます。  (12 番委員 15 番委員 入室)
議 長	ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。  (とき、午後 2 時 18 分)
議 長	それでは、再開します。  (とき、午後 2 時 19 分)
議 長	次に「議案第 20 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局からの説明を求めます。
事務局	議案書の 3 ページをご覧ください。  (議案書のとおり番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について朗読)
議 長	事務局の説明が終わりました。 ここで、番号 1 番の 1 案件について、地区審査会の報告を求めます。 それでは、番号 1 番の 1 案件を 9 番：久保田直宏委員にお願いいたします。
9 番委員	三重の久保田直宏です。4 月 7 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの贈与による所有権移転であります。 譲渡人は相続で申請地を取得しましたが、市外在住で農業を行っていなかったため、15 年ほど前から申請地の管理を譲受人に依頼してきました。今回、申請地以外の、譲渡人が市内に所有する不動産を手放す目処がたち、残った申請地を正式に譲受人にもらってくれないかと相談したところ、譲受人もこれまで管理を行ってきた農地だったため贈与で話がまとまり、申請を行ったものです。 譲受人の権利取得後の経営面積は 60 a となり、指定農地の下限面積を超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。 以上、報告します。
議 長	次に、番号 2 番の 1 案件を 8 番：小野伊八郎委員にお願いいたします。
8 番委員	朝地の小野伊八郎です。4 月 7 日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いた

	<p>します。番号2番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。</p> <p>譲受人は、昨年大野町の会社に転職し、会社の近くで夫婦と猫2匹で暮らせる物件を探していました。インターネット上の民間の不動産サイトで譲渡人所有の物件を見つけ相談したところ、譲渡人所有の農地を取得することを条件に出されたことから、譲受人も、居宅に近く利便性が良いため、売買することで話がまとまり、今回申請を行ったものです。</p> <p>なお、譲受人の世帯は、主に妻が耕作を行う予定ですが、世帯主である夫が申請者になっています。譲受人の権利取得後の経営面積は69aとなり、下限面積の30aを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>議 長</p> <p>11番委員</p>	<p>次に、番号3番の1案件を11番：廣瀬英雄委員にお願いいたします。</p> <p>千歳町の廣瀬英雄です。4月6日に行いました千歳町地区審査会の審査結果を報告いたします。番号3番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は父の時代から譲受人に申請地の管理を委託していましたが、今後も農業経営を行う予定がないことから売買の相談をしたところ、譲受人も自宅に近く利便性が良いため売買で話がまとまり申請を行ったものです。</p> <p>譲受人の権利取得後の経営面積は、131aとなり下限面積の30aを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>議 長</p>	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第20号の番号1番から番号3番までの3案件についてこれより質疑を許可します。</p>
	<p>[ありません]の声あり</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第20号の番号1番から番号3番までの3案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第20号の番号1番から番号3番までの3案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>挙手全員です。</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員により「議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について」の番号1番から番号3番までの3案件については、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、「議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>(議案書のとおり番号1番の1案件について朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>番号1番の1案件について、地区審査会の報告を求めます。</p> <p>それでは、番号1番の1案件を14番：工藤妙子委員にお願いいたします。</p>

14 番委員	<p>大野の工藤妙子です。4月6日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件についてですが、申請者■■■■さんの農地の転用の件についてであります。</p> <p>申請者は、大野町在住で土木建築業と農業を営んでいます。約1km離れた元の自宅で所有する農業用機械を保管していましたが、盗難被害にあい、より安全に保管したいと考え、農業用倉庫の建設等を計画しました。申請地以外の土地も探しましたが、面積不足等により断念していたところ、申請地が候補にあがり、平成29年3月頃に農業用倉庫を建設等し、これまで利用してきました。今回、許可が必要であることが分かり、是正のため申請を行ったものです。</p> <p>審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)の(イ)の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第21号の番号1番の1案件について、これより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第21号の番号1番の1案件について、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第21号の番号1番の1案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
議 長	<p>挙手全員により「議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請について」の番号1番の1案件について、原案のとおり許可することに決定されました。</p> <p>次に、「議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の4ページをご覧ください。</p> <p>(議案書のとおり番号1番から番号3番までの3案件について朗読)</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ここで、番号1番から番号3番までの3案件について、地区審査会の報告を求めます。それでは、番号1番の1案件を9番：久保田直宏委員にお願いいたします。</p>
9 番委員	<p>三重の久保田直宏です。4月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件についてですが、貸人■■■■さんから借人■■■■さんへの貸借権の設定を伴う、農地の転用の件についてであります。</p> <p>貸人は借人の祖母です。借人は現在、実家で自身の家族と母と同居していますが、住宅の新築を計画しました。申請地以外の土地も探しましたが、所有者との協議がまとまらず断念していたところ、貸人所有の土地が候補に挙がり、相談した結果、必要最低限で分筆後に使用貸借することで話がまとまり、申請を行ったものです。</p> <p>審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)の(イ)の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると</p>

<p>議 長</p> <p>8 番委員</p>	<p>認められ、問題ないと認められました。 以上、報告します</p> <p>次に、番号 2 番及び番号 3 番の 2 案件を 8 番：小野伊八郎委員にお願いいたします。</p> <p>朝地の小野伊八郎です。4 月 7 日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 2 番の案件についてですが、譲渡人■■■■さん外 2 名から譲受人■■■■さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。</p> <p>申請地は、それぞれ譲渡人が農地法第 5 条許可を受けて所有権を取得し、平成 13 年 6 月 29 日に林地開発許可を受けたことにより、事業の規模拡大及び造成工事を行ってきました。しかし、植林を行ったが定植しなかったこと、さらに平成 13 年 12 月 12 日に進入路の使用について問題が生じたため、転用事業を中断していました。譲受人は、バイオマス燃料の製造及び販売を行う法人です。譲受人を含む 4 社で共同出資し合同会社を立ち上げ、大分市にバイオマス発電所を建設する計画を立てました。それに伴い、燃料用木材の貯木場となる場所を探していたところ、申請地を見つけ、譲渡人と相談した結果、進入路の問題については和解が成立していたものの、譲渡人も事業の継続が困難になっていたことから、売買することで話がまとまり、その後令和 3 年 5 月に現場事務所の建築及び貯木場の整備を行いました。今回、所有権移転を行おうとした際に、地目が農地のままであることが判明したため、事業変更申請と同時に是正のための申請を行ったものです。</p> <p>審査の結果、許可基準の農地区分第 2 種農地のその他の農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) のカの (イ) の申請地に代えて、周辺の他の土地では、当該申請に係る事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。</p> <p>次に番号 3 番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから譲受人■■■■さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。申請地は、譲渡人が農地法第 5 条許可を受けて所有権を取得し、駐車場として転用を行う予定でした。しかし、平成 13 年 12 月 12 日に林地開発事業のための進入路の使用について問題が生じたため、事業を中断したことから、駐車場の整備を行う必要がなくなりました。その後クヌギを 50 本植林し、管理してきました。譲受人は、大分市でバイオマス燃料の製造及び販売を行う法人です。バイオマス発電用の燃料となる木材を確保できる場所を探していたところ、申請地を見つけ、譲渡人と相談した結果、売買することで話がまとまりました。今回、所有権移転を行おうとした際に、地目が農地のままであることが判明したため、事業変更申請と同時に是正のための申請を行ったものです。</p> <p>審査の結果、許可基準の農地区分第 2 種農地のその他の農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) のカの (イ) の申請地に代えて、周辺の他の土地では、当該申請に係る事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>議 長</p> <p>3 番委員</p> <p>事務局</p>	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第 22 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について、これより質疑を許可します。はい、3 番委員。</p> <p>3 番後藤です。譲渡人の方が、進入路の使用について問題が生じたため事業を中断しています。今回の所有権移転に伴い所有者が譲受人となるが、進入路の問題というのは解決しているのでしょうか。</p> <p>お手元の図面 9 ページをご覧ください。図面右下に株式会社■■■■さんと株式会社■■■■■■さんがあります。その前に県道 57 号線が通っています。57 号から上へ上がる途中の道でトラブルがありました。</p> <p>■■■■さんが県から許可を受けていたが所有権移転登記をしていなかったという</p>

議 長	<p>ことで、隣の■■■■さんとの間で問題があったとの報告を受けております。現在、こちらでも確認いたしました。道についてはすべて■■■■さん所有の道となっております。すでに和解もされているとのこと。</p> <p>よろしいでしょうか。他に質疑はありませんか。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>他に質疑が無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>審査報告は、議案第 22 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第 22 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
議 長	<p>挙手全員により「議案第 22 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について、原案のとおり許可することに決定されました。</p> <p>次に、「議案第 23 号 現況証明（非農地証明）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 5 ページをご覧ください。</p> <p>(議案書のとおり番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について朗読)</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ここで、番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について、地区審査会の報告を求めます。それでは、番号 1 番の 1 案件を 10 番：工藤幸市委員にお願いいたします。</p>
10 番委員	<p>三重の工藤幸市です。4 月 7 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願についてであります。</p> <p>申請地は、自身の伯母が農地法第 5 条許可を取得せずに一般住宅を建築した土地ですが、建築後約 40 年経過しており、現況は宅地となっているため申請したものです。</p> <p>判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。</p> <p>周囲への影響については、十分な転圧を行い、境界にはブロック積みを行って土砂の流出を防いでおり、建物は境から離して建築しているため、周囲への影響は認められません。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>次に、番号 2 番の 1 案件を 7 番：衛藤講治委員にお願いいたします。</p>
7 番委員	<p>清川の衛藤講治です。4 月 6 日に行いました清川地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 2 番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願についてであります。</p> <p>申請地は、川沿いの狭小な農地で元々耕作に不向きであり、亡父が農地法第 4 条の許</p>



議 長	<p>可を取得せずに植林を行った土地ですが、植林後 20 年以上経過しており、現況は山林となっているため申請したものです。</p> <p>判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。</p> <p>周囲への影響については、周囲に農地はありません。調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
8 番委員	<p>次に、番号 3 番の 1 案件を 8 番：小野伊八郎委員にお願いいたします。</p> <p>朝地の小野伊八郎です。4 月 7 日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 3 番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願についてであります。</p> <p>申請地は、農地法第 5 条第 1 項ただし書きの規定に該当するため農地転用許可を受けずに転用を行った土地ですが、現況は防火水槽が設置されているため申請したものです。</p> <p>判断基準は、農地法第 4 条第 1 項ただし書又は第 5 条第 1 項ただし書の規定に該当するため農地転用許可を受けずに転用され、非農地化した土地に該当します。</p> <p>周囲への影響については、申請地の周囲に耕作中の農地はなく、周囲への影響は認められません。調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>次に、番号 4 番の 1 案件を 14 番：工藤妙子委員にお願いいたします。</p> <p>大野の工藤妙子です。4 月 6 日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 4 番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願についてであります。</p> <p>申請地は、暴雨により土砂が流出したため耕作放棄し、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。判断基準は、災害で非農地化し、農地への復旧が困難な土地に該当します。</p> <p>地区審査会の意見としましては、証明して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第 23 号の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について、これより質疑を許可します。</p>
議 長	<p>[ありません]の声あり</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>審査報告は、議案第 23 号の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件につきまして、「発行基準に該当する」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第 23 号の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
議 長	<p>挙手全員により、「議案第 23 号 現況証明（非農地証明）について」の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件については、原案のとおり証明することに決定されました。</p> <p>次に、「議案第 24 号 農地移動適正化幹旋委員の指名について」を議題とします。事</p>

事務局	<p>務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>(議案書のとおり番号1番及び番号2番の2案件を朗読)</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。他に無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>斡旋委員は、農業委員会が指名することとなっています。あらかじめ地区審査会等で推薦されていますので、私から斡旋委員を指名いたします。</p> <p>それでは、番号1番の1案件を、2番：麻生祐三子委員と23番：菊池未喜男委員にお願いします。</p> <p>次に、番号2番の1案件を2番：麻生祐三子委員と25番：嶺正彦委員にお願いします。</p> <p>なお、この案件については、お世話していただく斡旋委員をご指名いたしましたが、迅速かつ適切な斡旋処理を行うためには、斡旋委員のみならず、他の農業委員さんの支援や協力も不可欠であると考えています。積極的な情報の提供等、御支援、御協力のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>これをもちまして、令和4年第4回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。</p> <p>(とき、午後2時59分)</p>

豊後大野市農業委員会会議規則第 20 条の規定により、ここに署名する。

議事録署名委員 4 番委員 木村 滋 一朗

〃 5 番委員 小野 不 二 丈

